

条例や政策の立案にあたる実務担当者待望の手引書!!

自治体法務サポート

行政課題別

条例実務の要点

編集／条例政策研究会 代表／北村喜宣(上智大学教授)



準則集を補完する、地方公共団体の必携図書!!

こんな場面でお役に立ちます!!

- 起案しようとしている条例について、地方自治法あるいはその他の法律ではどのように規定されているか?
- 国法に関連して、いわゆる上乗せ規制、横だし規制について、どのように規定したらよいか?
- 条例制定に伴って、どのような規則を制定する必要があるか?
- 現在直面している行政課題について、条例を実際に制定し、対応している自治体があるかどうか確認したい。



A5判・加除式・全1巻
定価 本体12,000円+税

語解説、条例化のヒントにより制度の解説を行い、

地域性を
反映した政策立案、
条例づくりに役立つ
条例実例(全文)
を紹介！

制度について
の問題点・課
題等を解説！

本課題をめぐる
国法での対応状
況について解説！

本課題に対する
条例化の可能性、起案
時の留意点、規則制定の
必要性について、具体的
事例を基に提示！

◇実 例◇

○長野県景観条例

(平成4年3月19日 長野県条例第22号)
最終改正 平成17年条例第66号

▼ポイント

長野県は、景観の保全・育成につき、これまでも独自の、かつ特徴ある取組みを実施してきた。本条例のうち、景観地区、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協定などは、景観法の規定に基づくものであるが、それ以外に、従来からの取組みを継承したものや本条例に新たに盛り込まれたものとして、景観育成重点地域、景観育成特定地区、景観資産、景観育成住民協定等の制度がある。景観法の趣旨を生かし、そこに規定された各制度を積極的に活用し、それに加えて県独自の施策を積極的に展開しようとする代表的条例といえるであろう。

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 景観計画の策定等（第4条―第8条）
- 第3章 行為の規制等（第9条―第16条）
- 第4章 景観重要建造物等
 - 第1節 景観重要建造物の指定等（第17条―第21条）
 - 第2節 景観重要樹木の指定等（第22条―第26条）
- 第5章 景観資産の指定等（第27条―第30条）
- 第6章 公共事業景観育成指針等（第31条―第33条）
- 第7章 長野県景観審議会（第34条―第40条）
- 第8章 補則（第41条）

◇実 例◇

○京都市眺望景観創生条例

(平成19年3月23日 条例第30号)

▼本条例のポイント

京都市では、2007年9月より、京都の優れた景観を未来へ引き継ぐために「新景観政策」をスタートさせ、本条例を含む6条例が施行された。新景観政策の枠組みは、建物の高さやデザイン、眺望、屋外広告物、歴史的町並みの保全など、従来から実施されてきた景観保全のための各種制度や措置を統合しようとするものであるが、それは、総合的に景観政策を実施しようとする全国初の試みであり、本条例は、その中心に位置づけられる。

本条例では、京都を代表する眺望を守るために、市内38カ所からの眺望や借景を保全するための「視点場」を設け、そこからの視線を遮らないよう建物の高さを標高で規制するほか、建物のデザインや色などの基準を定める。建物を建てる際には市長の認定を受けなければならない。基準に沿わない場合には、市長が設計の変更を勧告できる。更に、条例に違反し工事停止又は正命令に従わない場合には、懲役刑や罰金が発生する。とりわけ、市内全域での建物の高さの上限を45メートルから31メートルに引き下げる規制は、全国でも例がない。

なお、同時に施行された改正屋外広告物条例では、屋上広告物と点滅照明を使用した屋外広告物を市内全域で禁止し、すでにある屋外広告物などは最長7年を期限として撤去しなければならないとされている。

新景観政策の成否は、他の都市の景観政策にも影響を与えるであろうし、均一な町並みが全国的に広がった今、本条例などによる試みにはわが国の都市の個性を引き出すヒントも内在している。

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
 - 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。

商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

ホームページからのお申し込みは

＜クレジットカードでもお支払いいただけます。＞※

※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社



本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社・西東京営業所
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社
さいたま市浦和高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社
名古屋市東区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

九州支社
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

担 当

2100
当紙の90%以上を再生紙を使用

PRINTED WITH
SOYINK

(600810) [0912]
条例実務 (600817) 2009.12 H1